

## 土砂災害警戒区域等の指定解除について

東京都では、がけ崩れなどの土砂災害から住民の命を守るため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を指定しています。

この度、令和6年10月18日に区内1箇所（和泉4-18の一部）の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定解除について、東京都から公表されましたので報告いたします。

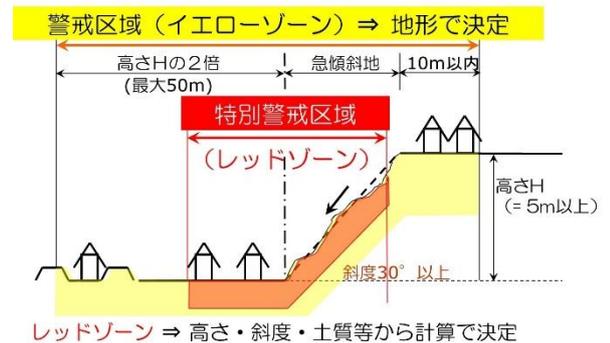
### 1 土砂災害警戒区域とは（都指定）

#### (1) 警戒区域

- ・傾斜度30度以上で高さ5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さ2倍以内の区域

#### (2) 特別警戒区域

- ・警戒区域のうち、建築物の損壊により住民等に著しい危害が生じる恐れがある区域



### 2 杉並区の指定区域

区域番号	区域の所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
K001	高井戸東1-16・17及び 高井戸東2-22・23の一部	○	○
K002	高井戸東1-12・16の一部	○	○
K003	堀ノ内1-9の一部	○	—
<b>K004</b>	<b>和泉4-18の一部</b>	—	—
K005	和泉4-39・40の一部	○	○
K006	久我山2-16・18の一部	○	○
K007	久我山2-16の一部	○	○

### 3 指定区域の解除内容及び解除理由

#### (1) 指定区域の解除内容（別紙）

- ・「和泉4-18の一部」（区域番号：K004）について、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を解除

#### (2) 解除理由

- ・擁壁を設置し警戒区域の要件を満たさなくなったため。

### 4 指定区域の解除に伴う周知

令和6年10月 区公式ホームページの更新及び土砂災害ハザードマップの更新作成

令和6年11月 土砂災害ハザードマップ周知（該当地域にお住まいの方にポスティングをしました。）

指定解除前

《平成30年1月30日東京都告示第77号》



指定解除後

《令和6年10月18日東京都告示第1060号》

